

## 〇きりゅうセレクト認定事業実施要綱

(令和5年8月14日施行)

改正 令和5年9月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、桐生市で販売されている優れた商品や製品（以下「商品等」という。）を統一したブランド「きりゅうセレクト」として認定することで付加価値を高め、桐生市全体の物産振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 きりゅうセレクトにおける商品等とは、繊維品、食品、民・工芸品、雑貨等をいう。

### (申請資格)

第3条 認定を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事業者又は団体(以下「事業者等」という。)とする。

- (1) 桐生市内で商品等の販売を行っている事業者等であって、桐生市内で生産又は製造を行っているもの(製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた事業者等)
- (2) その他市長が認めた事業者等

### (認定基準)

第4条 認定の対象となる商品等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 桐生市固有の風土、文化、歴史、技術又は素材を、生産、加工又は製造の方法又は過程に組み込んでいること。
- (2) 桐生市内で広く販売されていて(通信販売のみの販売形態を除く。)、桐生市内で生産又は製造されていること。
- (3) 既に生産、製造又は販売されている商品等の模倣品でないこと。
- (4) 継続して生産又は製造することができる商品等であること。
- (5) 半年以上の販売実績があり、他地域との差別化が図れ、他地域へ自信を持って紹介できると認められる商品等であること。
- (6) 適当な価格であること。
- (7) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、その他関係法令に定める基準に適合していること。

### (認定の申請)

第5条 申請者は、きりゅうセレクト認定申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、申請できる商品は1申請者につき、1品までとする。

### (認定の審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、きりゅうセレクト認定委員会設置要綱(令和5年8月14日施行)の規定により設置されたきりゅうセレクト認定委員会(以下「認定委員会」という。)の審査に付する。

2 認定委員会は、第4条に規定する認定基準に基づき審査を行い、選考するものとする。

(認定の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による認定委員会の選考に基づき認定を決定し、きりゅうセレクト認定決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(認定登録費用)

第8条 前条の規定により認定を受けた商品等(以下「認定品」という。)の認定登録費用は無料とする。

(認定期間)

第9条 第7条の規定によりきりゅうセレクトとして認定された商品等の認定期間は、3年間とする。ただし、市長は、特別な事情があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

(認定期間の更新)

第10条 第7条の規定により認定の通知を受けた事業者等(以下「認定事業者」という。)は、認定期間満了後も継続してきりゅうセレクトの認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了する6月前までにきりゅうセレクト認定継続申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定内容の変更)

第11条 認定事業者は、認定品の申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なくきりゅうセレクト認定変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、認定品の生産、製造又は販売を中止し、又は廃止する場合は、きりゅうセレクト認定辞退届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

(検査)

第12条 市長は、認定品について、必要と認める場合は検査を行うことができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

(1) 認定品の仕様等を変更したことにより、認定基準の要件を欠くことが判明したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段で認定を受けたことが判明したとき。

(3) 認定品の生産、製造又は販売を中止し、又は廃止したとき。

(4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼし、又は制度の信用を失墜させる行為があったとき。

(認定マークの表示)

第14条 認定事業者は、認定品の本体、容器、包装、宣伝物又はこれらに類するものにきりゅうセレクト認定マーク(以下「認定マーク」という。)を表示することができる。

2 認定事業者は、市が作製した認定マークを使用した表示物を購入して使用することができる。

3 前項のほか、認定事業者は、認定マークを自らの負担において印刷、作製等して、使用することができる。この場合においては、認定マーク使用届出書(様式第6号)に見本を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

(認定事業者の責務)

第15条 認定事業者は、認定品に係る品質を保持するとともに、認定品の生産、加工、製造又は販売を通して積極的に桐生市のイメージ向上に努めるものとする。

2 認定事業者は、認定品について事故又は苦情があったときは、誠意をもって自らの責任で必要な措置を講ずるものとする。

(事務処理)

第16条 この認定事業に関する事務処理は、産業経済部観光交流課が行う。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、認定事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。

附 則(令和5年9月1日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

きりゅうセレクト認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

きりゅうセレクト認定決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第10条関係)

きりゅうセレクト認定継続申請書

[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

きりゅうセレクト認定変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

きりゅうセレクト認定辞退届出書

[別紙参照]

様式第6号(第14条関係)

きりゅうセレクト認定マーク使用届出書

[別紙参照]